

# 中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO  
NAKASHIBETSU-CHO

5 No.509  
2005  
平成17年



## 「大きな声でハイ！」

町立開陽小学校に入学した新1年生3人は、入学式の前に教室でリハーサルを行い式に臨みました。式本番で自分の名前が呼ばれると、練習どおり大きな声で「ハイ！」と返事をしていました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
総務部総務課広報・調査係  
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは [nakasi-t@arens.or.jp](mailto:nakasi-t@arens.or.jp)

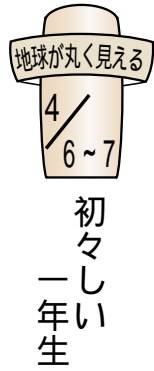
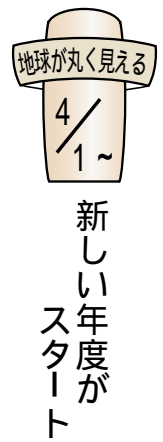
携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>





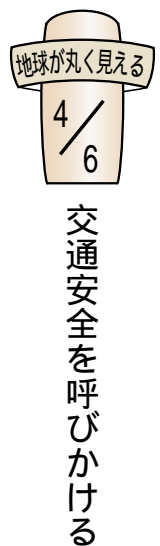
四月一日より新しい年度がスタートし、役場はもとより各家庭、学校、職場などでも新体制での生活、業務が行われています。

役場では、三月末の人口・世帯数を取りまとめたところ、それぞれ二万四千人・一万世帯を割りましたが、四月に入り転入者が続々と窓口を訪れ転入の手続きを行い、「新中標津町民」としてのスタートを切っていました。



中標津町内の各小学校では一斉に入學式が行われ、初々しい一年生がこれから六年間通う学び舎に顔をそろえました。

今年の新生は町内全小学校合わせて二百五十三人。中標津小学校の入學式では八十五人が仲間に加わり、先輩のお兄さんお姉さんから歌をプレゼントされ歓迎されていました。



入學式が行われたこの日、中標津東小学校前では町長を先頭に新入學児及び保護者に対して交通安全街頭啓発が行われました。

この街頭啓発は、新入學児が登下校時に交通事故に遭わないよう毎年実施されており、真新しいランドセルを背負って登校してきた新入學児・保護者に啓発品を配布し、交通安全を呼びかけました。





### ムツゴロウさんに感謝状

今年の三月までの十年間、中標津町総合文化会館の名誉館長を務めていただいたムツゴロウさんと畑正憲さんに町長から感謝状が贈られました。町長は平成七年の開館以来十年間、名誉館長として地域文化芸術の振興に尽力いただいたことに對して感謝の意を表し、畑さんは名誉館長を退任後も、開館以来続いている公開講座「ムツゴロウ北の夜話」は自分の楽しみの一つであり、これからも続けていきたいと話していました。



### 春の全道火災予防運動

運動初日のこの日、大型店舗前で「春の全道火災予防運動街頭啓発」が行われました。消防職員及び団員、婦人防火クラブ、幼年消防クラブの皆さんが、来店者にチラシや啓発品を手渡し「火の用心」をお願いしました。

中標津町内では、昨年一年間で二十一件の火災が発生しています。焼死事故はありませんでしたが、今後も火災の発生防止に努めよう、町民皆さんのご協力をお願いします。



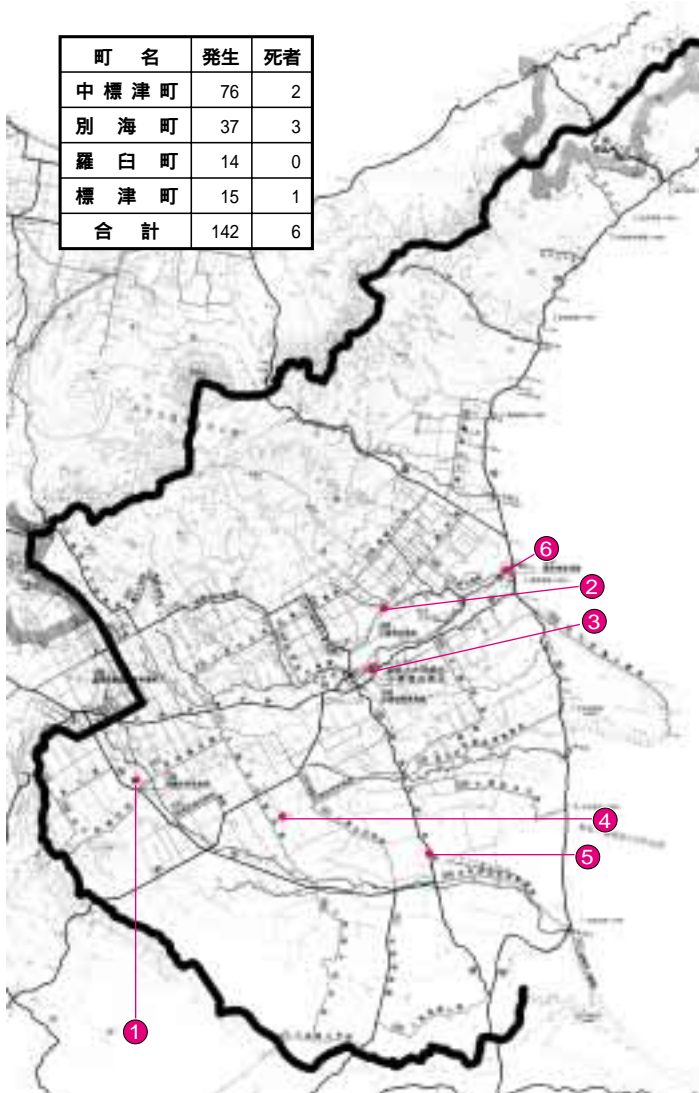
# 交通死亡事故が多発しています!

今年に入ってから、中標津町内で2件の交通死亡事故が発生し、3名の方が亡くなっています。更には、交通死亡事故統計上死亡事故と認められない単独の焼死事故で2名の方が亡くなり、合わせて5名の方の尊い命が犠牲になっています。(4月15日現在)

交通事故は他人事ではありません。車を運転される方はもちろんのこと、普通に歩いている方もいつ事故に遭うかわからないのです。

今月号では、平成16年の「交通事故統計」を基に、改めて交通安全について考えてみます。

町名	発生	死者
中標津町	76	2
別海町	37	3
羅臼町	14	0
標津町	15	1
合計	142	6



## 交通死亡事故多発緊急メッセージ

多発する交通死亡事故の発生により極めて憂慮すべき事態となったため、町長、中標津町交通安全協会長、中標津警察署長の連名による「交通死亡事故多発緊急メッセージ」が4月15日付けで全町民あてに交付されました。

メッセージでは、命の大切さを改めて考え、実践項目として次のことを必ず行うよう訴えています。

### 運転者、同乗者の皆さんは...

- スピードダウンを心がけ、ゆとりある運転をする
- シートベルトを必ず締め、幼い子どもにはチャイルドシートを着用する
- デイルイト(昼間点灯)を行う
- 飲酒運転はしない
- ～乗るなら飲むな、飲んだら乗るな～

### 歩行者、自転車を利用される皆さんは...

- 道路を横断するときは、左右の安全を確認し、信号を必ず守る
- 夜間に外出する際は、明るい色の服装や夜光反射材を着用する
- 自転車で交差点を通過するときは、左右の安全確認をして、夜間は必ずライトを点灯する

交通事故は、一人の小さな不注意が原因で大きな被害をもたらすため、町民の皆さん一人ひとりが、交通安全に対する意識を強く持っていただき、交通ルールを守り、正しいマナーを実践することが、何よりも大切になります。

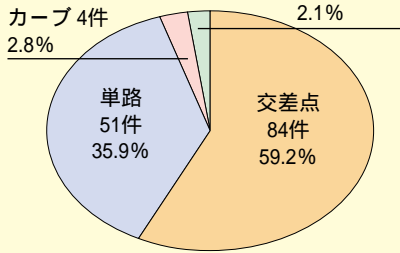
これ以上交通事故の犠牲者が増えないよう、そして、安全・安心な町を創るため、一人ひとりが安全な行動を実践するようお願いいたします。

中標津警察署管内では、平成16年中に142件の交通事故が発生しています。この事故により、死者6名、傷者178名という深刻な結果になっています。この発生状況の主な内訳は次のとおりです。

### 過去5年間の交通事故発生状況

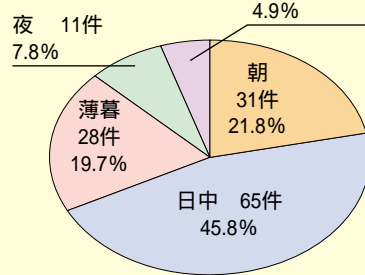
年	発生件数		死者数		傷者数	
		うち中標津町		うち中標津町		うち中標津町
平成12年	179件	87件	10名	4名	254名	124名
平成13年	148件	70件	9名	1名	200名	97名
平成14年	137件	65件	16名	1名	200名	93名
平成15年	132件	63件	17名	5名	158名	75名
平成16年	142件	76件	6名	2名	178名	85名

#### 場所別発生状況



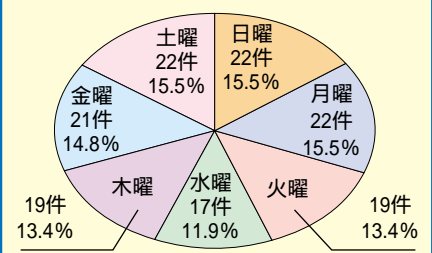
交差点での事故が約6割を占めており、特に信号機のない交差点での発生率が高いようです。

#### 時間別発生状況



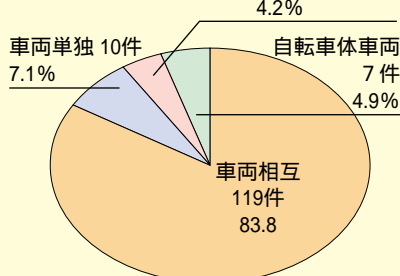
日中の事故が最も多く、朝、夕は同じ位の割合で発生しています。

#### 曜日別発生状況



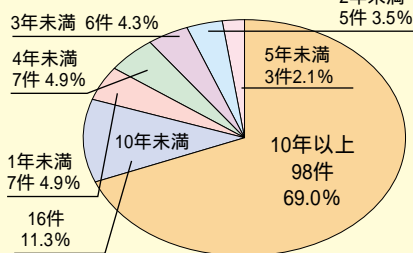
このグラフを見る限り、曜日に関係なく事故は発生しています。

#### 類型別発生状況



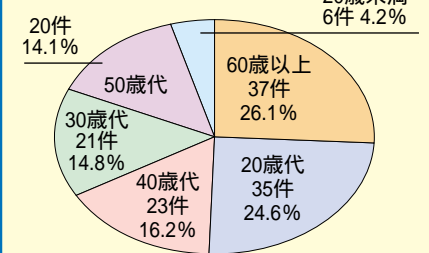
車両相互の事故が8割以上と高く、追突、出会い頭の事故が多いようです。

#### 運転経験年数別発生状況



10年以上のベテランドライバーが約7割を占めています。慣れからくる気の緩みが原因の1つでは？

#### 運転者年齢別発生状況



60歳以上の高齢者と20歳代の若者の割合が高く、特に65歳以上、25歳未満の発生率が高いようです。

#### 原因別発生状況

違反別	件数
最高速度	1
信号無視	5
一時停止	20
車間距離	1
交差点安全進行	1
整備不良	1
安全運転義務違反	
前方不注視	38
動静不注視	14
左右不確認	34
ハンドル・ブレーキ操作	19
安全速度	1
後方不確認	1
その他	3
その他・不明	3
合計	142
(うち飲酒運転)	(2)

#### 平成16年交通死亡事故発生状況 (中標津警察署管内)

No.	死者数	発生日	発生場所	天候	事故類型	事故概要
①	1名	16.3.27	別海町西春別	吹雪	大型貨物×普通乗用	
②	1名	16.7.18	中標津町字武佐	曇り	普通貨物単独	
③	1名	16.8.6	中標津町字中標津	曇り	普通乗用×大型貨物	
④	1名	16.8.26	別海町上春別	晴れ	普通貨物×大型貨物	
⑤	1名	16.8.27	別海町別海	曇り	普通乗用単独	
⑥	1名	16.11.16	標津町南1西3	晴れ	普通乗用×自転車	
計	6名					

# ストップ

# 不法投棄

走行中の車から捨てられる空き缶や弁当箱、そして人通りのない場所へ捨てられる家庭ごみなど…

これが不法投棄です。一つのごみが次のごみを呼び、いつしかごみの山が出来上がります。

地域の美観を損ない、自然環境の破壊にもつながりかねない不法投棄は、大きな労力と費用を投じて

撤去・処分しなければなりません。

不法投棄は犯罪です。最近では近隣市町村を含め、全国的に不法投棄に対する摘発が行われています。

美しい地球環境を守るためにも、一人ひとりがごみを捨てることは犯罪であるとの自覚を持つことが必要です。

## 不法投棄の現状

中標津町が平成16年度の1年間で、特に悪質と思われる不法投棄現場を確認したのは12箇所。実際にはもっとたくさんの不法投棄があると推測されます。発見された不法投棄で、原因者の特定ができない場合については、撤去作業を行い、不法投棄防止看板等の設置を行ったりしていますが、看板設置後に再度投棄される例も少なくありません。



## 不法投棄のその後

不法投棄されたものは誰が処分するのでしょうか。捨てた人が見つからない場合は、土地の所有者や管理者が処分したり、町で撤去・処分したりしています。そのため土地の所有者は、不法投棄をされた上に、処分の労力や費用を負担しなくてはなりません。一部の心無い人の行為のために多くの労力や税金が使われます。今後は住民の協力を得、土地管理者や警察とより一層連携を密にし、摘発を含め不法投棄防止に取り組みます。



## 不法投棄は犯罪です

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁じられており、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、さらに法人が関わった場合は1億円以下の罰金の対象となります。また、未遂行為も処罰の対象となり、不法投棄と同等の罰則が適用されます。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

#### 第16条（投棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物をすててはならない。

#### 第25条（罰則）

第16条の規定に違反し、廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



この地域の豊かな自然を守るためにも、不法投棄防止に対し、地域住民の皆様のご協力をお願いします。

## 住民主体のまちづくり応援します!!

町及び北海道では、住民主体のまちづくりを応援するため、各種団体に補助金を交付しています。

補助金の内容は次のとおりとなりますので、平成17年度中に事業を計画している団体は、お早めに経済振興課地域振興係までご相談ください。

### フロンティア事業推進補助金（町）

近年、生涯学習の推進などにより、教育、文化、スポーツ活動が活発化しつつありますが、まちづくりリーダーなど地域に根ざした人材確保が必要不可欠となっています。

まちづくりにおいては、地域住民の参加と協力が不可欠です。特に、地方分権が進展するなかで、個性的で魅力的なまちづくりを行うためには、住民が参画したまちづくり、住民が主体となったまちづくりが求められています。

このため、町ではフロンティア基金を活用し、住民参加のまちづくりの推進や人材育成に関連する事業の円滑な推進を図ることを目的とし、郷土文化や地域産業の学習・教育の場の拡充、各分野における人材の育成及び町民が新たに取り組む事業など、自主的な活動に要する経費の一部を補助しています。

昨年度のフロンティア推進事業では、中標津サッカー少年団による国際交流事業や、地域児童の沖縄県具志川市児童との地域間交流事業に活用されました。



### 地域政策総合補助金（北海道）

根室支庁では、魅力ある地域づくりを進めるための施設整備や、地域の特色を活かした様々なまちづくり活動や文化・産業の振興などの取り組みに対し、予算の範囲内で支庁長から補助金を交付しています。昨年度の主な事業は、計根別農協による酪農研修寮整備、八労会が行った新たな食流通サービスの開発、商工会青年部による「なかまっぴ市場」、なかしべつ祭り実行委員会による「冬まつりイベント」、NPO法人伝成館による歴史的な地域遺産の利活用事業などに活用されました。

## モデル事業所制度の廃止について

平成10年4月より、資源回収モデル事業所（14店）を指定し、缶類、びん類、白色トレイなどを、お店の前の収集ボックスにより分別回収していましたが、分別収集開始から7年が経過し各家庭での分別収集が浸透してきたこと、収集箱自体が更新時期にきていることなどの理由から、平成17年4月1日よりモデル事業所での収集を終了させていただきました。また、児童公園などに設置していましたが空き缶回収ボックスについても、併せて撤去予定ですので、資源ごみについては各家庭から出すようお願いいたします。

### モデル事業所

荒商店・荒商店西町店・中標津町農協ある・おきた商店・東武・長崎屋・ニューエイ・フレッシュマートマルエー・マルエーストア泉店・みちるべ・ミツワ食品・吉川商店・高津商店・Aコープ計根別



資源物回収ボックス



空き缶回収ボックス

## お知らせ

平成17年度より、中標津町一般廃棄物最終処分場の受入日が若干変更になります。日曜日と祝日により連休となった場合は、**祝日の午前中のみ最終処分場にて一般廃棄物を受入します。**

なお、今年度における祝日の受入日は下記のとおりです。（ごみの収集は行いません。）

- ・平成17年7月18日（月）午前9時～午後12時
- ・平成17年9月19日（月）午前9時～午後12時
- ・平成17年10月10日（月）午前9時～午後12時
- ・平成17年12月31日（土）午前9時～午後12時
- ・平成18年2月11日（土）午前9時～午後12時

また、平成17年12月23日（金）及び平成18年1月9日（月）については、祝日ですがごみの収集を行い、最終処分場でも午前9時～午後5時まで一般廃棄物の受入をします。

# 公営住宅の入居申し込み方法のお知らせ



公営住宅入居希望者からの問い合わせが多く寄せられていることから、入居申し込み方法についてお知らせします。詳しくは、管理課住宅係まで。

## 入居申し込み方法

公営住宅への入居申し込みは、「広報中標津」等により新築または空家となった町営住宅（道営住宅）の場所や戸数、家賃などをお知らせし、入居希望者は期日までに申し込みすることになります。所定の申込用紙（管

理課住宅係に備えてあります。）に内容を記入して、その世帯の中で所得のある方すべての所得証明と世帯全員の住民票を添付し、申し込みをしてください。

申し込みを受けた後、町営住宅で応募者が多数あった場合は、町営住宅運営委員会の意見を聞き、応募者の住宅困窮の度合いの高い方から入居者として決定します。

道営住宅は、応募者多数の場合、公開抽選会を実施して決定します。現在の戸数は、町営住宅が七百二戸、道営住宅が百三十四戸の合計八百三十六戸となっています。

## 資格条件

公営住宅の入居者は老人、身体障害者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、その他婚姻の予約者を含みます。

五十歳以上の単身者の方。現に住宅に困窮していることが明らかかな人であること。

中標津町に住所または勤務場所を有するものでなければなりません。（道営住宅は道内に住所または勤務場所を有す

るものとなります。）

収入が政令月収で二十万円以下の方（両親と子ども二人の世帯で年収が五百四十万円未満の方）、障害者、高齢者世帯は二十六万八千円以下の方が入居資格者となります。

## 家賃の算定方法

家賃の算定方法は、政令月収と住宅の規模、建設年度、立地場所などにより毎年度算定されます。この算定のため、入居者は毎年収入申告をしなければなりません。

## 政令月収とは：

世帯の所得から世帯構成による控除額を引いたものを十二カ月で割った金額のことで、例えば一人の給与所得者と三人の扶養者がいる標準世帯（四大家族）では、いわゆる年収が五百四十万円未満の世帯が対象となります。

なお、高齢者世帯または入居者が同居者に障害のある方がいる世帯では、裁量階層として政令月収二十六万八千円以下の世帯までが入居資格世帯となります。



### 募集団地 東中団地

- ・平屋の3LDK
- 昭和五十四年建設 一戸家賃 一万二千元
- 一万九千九百円

### 募集団地

- ・平屋の3LDK
- 昭和五十八年建設 一戸家賃 一万四千三百円
- 二万三千七百円

### 募集団地 宮下高台団地

- ・二階建の3LDK
- 昭和六十三年建設 一戸家賃 一万八千円
- 三万円

### 募集団地 宮下団地

- （高齢者住宅）
- ・平屋の2DK
- 昭和六十年建設 一戸家賃 一万八百元
- 一万七千九百円

### 募集団地 泉団地

- ・三階建の3LDK
- 平成十年建設 一戸家賃 二万四千百円
- 三万九千九百円

### 募集団地 計根別団地

- ・二階建の3LDK
- 平成六年建設 一戸家賃 一万八千三百円
- 三万一千五百円

### 申込期限 五月十七日（火）

### 受付場所 管理課住宅係

### 選考方法

町営住宅運営委員会の意見を聞いて、入居申込者の住宅困窮度の高い方から入居を決定します。

今月の道営住宅の募集はありません。





# 町立中標津病院

4月の異動で5名の新しい医師が着任しましたので  
紹介します。

出身大学 卒業年 専門



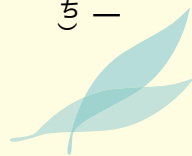
内科 副院長  
久保 光 司  
(くぼ こうじ)

旭川医科大学  
昭和六十一年  
内科



外科 医長  
横田 良 一  
(よこた りょういち)

北海道大学  
平成六年  
外科一般



外科 医長  
西 部 学  
(にしへ まなぶ)

北海道大学  
昭和五十九年  
外科一般



内科 医師  
嘉 島 伸  
(かしま しん)

旭川医科大学  
平成十五年  
消化器科



精神科 医長  
鈴 木 康 義  
(すずき やすよし)

杏林大学  
平成七年  
精神科



(生活課交通・  
町民相談係)

きませんが、普段から交通ルールを守り事故に遭わない・起こさないようにご注意ください。

交通安全委員会では、要望を受けた箇所の中から緊急度の高い箇所を優先的に設置していますが、限られた予算の中で設置しているため全ての要望に沿えていないのが現状です。今後も継続して公安委員会には要望していきたいです。

Q 信号機のない横断歩道に歩行者用の信号機を取り付けてほしいのですが。

A 交通規制標識は、公安委員会が設置するものであり町が設置できるものではありません。このため町では、毎年十月に各町内会から交通標識設置要望を取りまとめ、十一月中旬に中標津警察署(公安委員会)へ設置の願いをしています。

## 質問箱



町の提言BOXなどに寄せられた要望・意見などに対し、回答した内容をQ&A形式でお知らせします。

5	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

## 税金

5月は固定資産税(第1期)、  
軽自動車税(全期)の納期です

固定資産税の第1期と軽自動車税全期の納期限は5月31日です。忘れずに納期内に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の  
納付は口座振替で~

<5月の収納窓口休日開設及び  
平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
29日(日)	16日(月) 31日(火)
午前9時~ 午後5時まで	午後5時15分~ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

5月31日(火)は  
自動車税の納期です

自動車税の納期限は5月31日(火)です。忘れずに納めましょう。  
自動車税は、4月1日現在で陸運支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される道税です。

また、車検時に必要となる納税証明書は、車検と一緒に大切に保管しましょう。  
道税の納税に関するご相談は、根室支庁総務部税務課納税係  
☎0153(24)5440(税務課直通)まで。

定期出張税務相談の  
実施について

札幌国税局税務相談室釧路分室では、毎年定期出張税務相談を実施しています。本年度も下記日程で実施する予定ですので、税に関する疑問、お悩みをお持ちの方はご利用ください。

**実施予定日時**  
5月17日(火)~18日(水)  
11月15日(火)~16日(水)  
各実施日とも、1日目は午後1時~午後5時、2日目は午前9時~午前11時30分まで。  
**実施場所** 中標津経済センター  
「なかまつぶ」

### 町立病院からのお知らせ

五月の整形外科診療日は、上記カレンダーの印のとおりです。  
詳しくは、町立中標津病院医事課☎(72)8200まで。

### 町営住宅入居者募集

8ページをご覧ください。

平成十七年度固定資産税に係る宅地評価額の一部見直しについて

土地及び家屋の評価額は、地方税法の規定により、三年に一度見直しがなされます。

直近では平成十五年度に見直しを行なったところですが、昨今の地価公示価格や北海道地価調査価格の動向を踏まえ、平成十六年度に引き続き平成十七年度において

も宅地の評価に係る一部路線価格を次のとおり下落修正します。

#### 普通商業地区(一部)

修正率 七・七%~十二・六%

#### 併用住宅地区(一部)

修正率 二・四%~十二・五%

#### 普通住宅地区(一部)

修正率 十九・五%

価格修正する地域が広範囲に渡るため、詳細は税務課資産税係にご確認ください。

なお、土地に係る固定資産税の課税には負担調整措置がとられているため、価格修正の対象となつた土地の全てが直ちに税額に反映されるものではありませんので、予めお知らせします。

### 交通事故巡回相談のお知らせ

釧路支庁交通相談所では、交通事故に関する巡回相談を次のとおり実施します。  
なお、相談を希望する方は、事

前の申し込みが必要です。

#### 相談日時

六月一日(水)  
午後一時~午後三時

#### 相談場所

役場一階教育相談室

#### 申込・問合せ先

根室支庁地域政策部環境生活課☎0153(24)5580(直通)まで。

### 愛犬の狂犬病予防注射のお知らせ

平成十七年度の犬の登録受付及び狂犬病予防注射の実施日は、五月十五日(日)、五月二十二日(日)の二回となっています。  
実施場所、時間など詳しくは、生活課環境衛生係まで。

### 特設人権相談所を開設

釧路地方法務局根室支局と根室人権擁護委員協議会では、六月一日(水)午後一時~午後四時まで、根室管内で一斉に特設人権相談所

を開設します。相談内容は、「夫婦

親子、金銭貸借、不動産、相続、

借地借家、いじめ、体罰、名誉信用

その他心配事」などです。費用は

無料で秘密は固く守られますので、

お気軽にご相談ください。

詳しくは、生活課戸籍住民係まで。

**開設場所** 役場一階二〇一号及び二〇二号会議室

### 中退共で退職金を

退職金の準備は万全ですか？  
中退共は中小企業で働く従業員のための退職金制度を運営しています。国の制度なので掛金助成や税法上の優遇など、有利な特色が  
いっぱいあります。

安全・確実な中退共制度をぜひ

ご利用ください。

詳しくは、中退共本部☎03(3436)0151まで。



くらしの広

健康

生活習慣病健診のおしらせ

**日時** 6月9日(木)～12(日)  
各日午前7、8、9、10時、  
午後1時

**場所** 中標津町保健センター

**内容** 基本健康診査、肝炎ウイルス検診、胃がん・肺がん・大腸がん検診、結核検診・エキノコックス症検診

**料金** 健康保険、年齢により料金が異なりますので、お問い合わせください。

**申込締切** 5月25日(水)

**申込先** 中標津町保健センター  
☎72-2733まで

骨粗鬆症検診のおしらせ(6月分)

**申込期間** 5月6日～5月20日の平日

**実施期間** 6月1日～6月30日の平日

**内容** 問診、骨密度測定(手首)、診察

**料金** 1,300円(70歳以上は600円)

**定員** 1日につき2人(午前中)

**実施場所** 町立中標津病院

**申込先** 中標津町保健センター  
☎72-2733まで

介護者交流会のお知らせ

～在宅でご家族を介護されている方へ～

ささやかな場ではありますが、お話を聴かせてくれませんか?感じていること、願っていることなどなんでも結構です。ご多忙とは存じますがお待ちしています。

**日時** 6月14日(火)  
午後1時～午後3時

**場所** 中標津町保健センター  
お申し込み・お問い合わせは6月10日(金)までに中標津町保健センター  
☎72-2733まで。

口腔衛生週間行事  
「歯の健康フェア～凶画・ポスター展～」

平成17年度凶画・ポスターコンクールで入選した町内小学生の作品約100点を展示しますので、ぜひご覧ください。

**期間** 6月4日(土)～6月10日(金)  
10日は午後4時まで

**場所** しるべっと 町民ホール

**主催** 中標津町、中標津町教育委員会、釧路歯科医師会

お問い合わせは、中標津町保健センター(歯科衛生士) ☎72-2733まで。

平成17年度中標津町農地移動適正化  
あっせん価格について

農地移動適正化あっせん価格については、毎年農業委員会の総会において審議され決定しています。  
平成17年度中標津町農地移動適正化あっせん価格は次のとおりとなりましたのでお知らせします。  
**1ヘクタール当たり 上限 800,000円**

高齢者等の雇用の安定等に  
関する法律が改正されました

改正内容

六十五歳までの定年の引き上げ、  
継続雇用制度の導入等の義務化  
(平成十八年四月一日から施行)  
解雇等による高齢離職予定者  
に対する求職活動支援書の作成  
交付の義務化(施行済)  
労働者の募集及び採用の際、年  
齢制限をする場合の理由の提示  
の義務化(施行済)  
各改正の詳しい内容については、  
根室公共職業安定所中標津分室(ハ  
ローワーク)にリーフレットを備  
え付けていますので、ご利用くだ  
さい。

**問合せ先**  
北海道労働局職業安定部職業対  
策課 ☎011(709)231  
1(内線3683)

六月三十日まで  
林野火災予防期間です

五月～六月は林野火災発生の危  
険性がきわめて高い期間です。  
入林される方は森林所有者の許  
可を得て入林することは勿論です  
がタバコ、マッチなど火の取り扱い  
には十分注意願います。

また、期間中の火入れは極力避  
けて頂きますようお願いします。

「後世に残したいさくら」  
の募集について

根室支庁では、身近なさくらを  
見つめ直し、後世に残していくため  
皆さんからの公募に基づいて根室  
管内の後世に残したいさくらを選  
定し、管内外へ情報を発信してい  
きたいと考えています。

地域の財産として将来に亘って  
育てていきたいさくらも含め広く

募集しますので、どしどしご応募  
ください。

なお、ご応募いただいた方には  
抽選でチシマザクラの苗木(または  
は種子)を贈呈します。

詳しくは、根室支庁林務課みど  
り主査 ☎0153(23)613  
1内線2544まで。

**応募期間** 五月 九日(月)～  
六月二十日(月)

**建設リサイクル法に  
関するパトロールの  
実施について**

特定建設資材の使用または発生  
する工事においては、建設リサイ  
クル法による届出が義務付けられ  
ています。無届工事の有無、届出  
を受けた工事において適切な処置  
等がなされているか、町内のパト  
ロールを実施する予定です。

**実施期間** 五月二十三日(月)～  
五月二十七日(金)

詳しくは、街づくり推進室建築  
指導係まで。

五月十六日～五月二十二日  
は春の行政相談週間です

行政相談は、あなたと行政の  
パイ役です。

こんな相談はありませんか?  
国道の標識が分かりにくい  
年金の書類が送られてこない  
郵便が届かない  
などの苦情や要望について、行政  
相談員がご相談に応じています。  
お気軽にご相談してください。

ご相談のある方は、当町の行政  
相談員をご紹介しますので、生活  
課交通・町民相談係までご連絡く  
ださい。

また、釧路行政評価分室でも相  
談を受け付けていますのでご利用  
ください。

**行政苦情110番**  
☎0570 090110

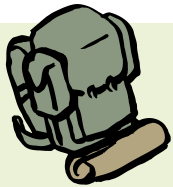
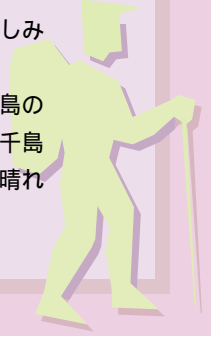


## 武佐岳は中標津町のシンボルです

武佐岳は中標津町のシンボルです。登山口から約2時間で頂上に立つことができる小さな山ですが、落葉樹林帯、針葉樹林帯、ハイマツ帯の3つの樹林帯が垂直分布しています。つまり、最上部のハイマツ帯は本州では2,000m級、道内の大雪山系では1,500m級の山に相当します。

それぞれの樹林帯で山容が大きく変化するという楽しみがあり、多くの登山者に愛されています。

頂上からは広大な根釧台地、オホーツク海、野付半島の砂嘴、国後の島影が浮かんでいます。海を背にすると千島火山帯の知床連山や斜里岳、阿寒の山並みが連なり、晴れた日は最高のパノラマに出会うことができます。



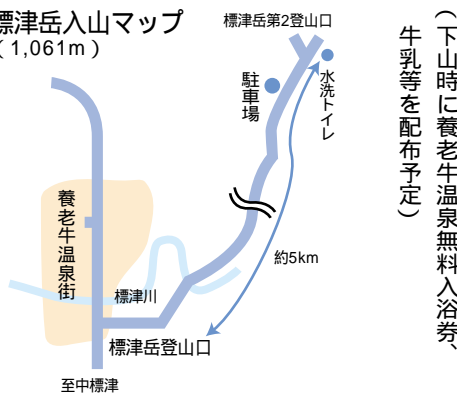
6月5日(日) 6月12日(日)に、標津岳・武佐岳の山開きを行います。

武佐岳の山開きは今年で50回を迎えます。この機会に健康づくりのため心地よい汗をかき、大自然の雄大なパノラマを満喫しませんか？ 森林浴の後は、温泉に入って心も体もリフレッシュしましょう。

### 第42回 標津岳山開き 6月5日(日)



標津岳入山マップ  
(1,061m)

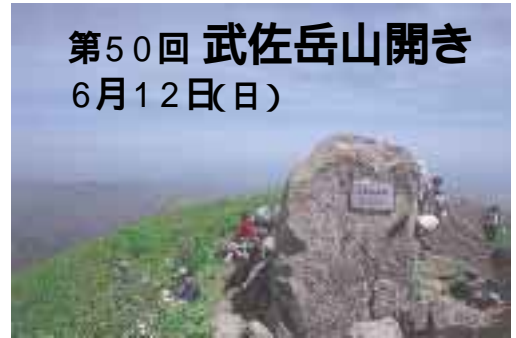


(下山時に養老牛温泉無料入浴券、牛乳等を配布予定)

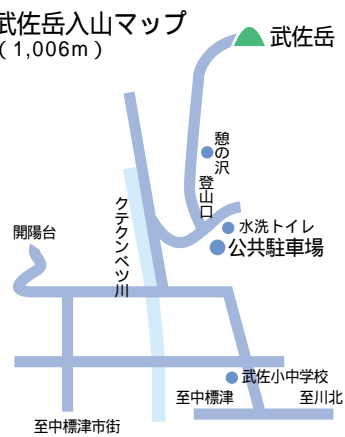
中標津山岳会・なかしべつ冒険クラブの皆さんが、山開き前に登山の目安となる標識を設置する予定です。

## 標津岳・武佐岳山開きのお知らせ

### 第50回 武佐岳山開き 6月12日(日)



武佐岳入山マップ  
(1,006m)



(下山時に町内各温泉無料入浴券、中標津牛乳等を配布予定)

両日とも、雨天決行します。お問い合わせは、経済振興課観光振興係まで。

平成17年

5

VOL.509

中標津  
なかしべつ

ひとのうごき

( ) 内は前月比

誕生 15人 死亡 13人  
転入 197人 転出 474人

3月31日現在住民登録人口

町の人口 23,774 (-275)  
男 11,679 (-165)  
女 12,095 (-110)  
世帯数 9,986 (-89)